

「相続手続時の必要書類一覧表」

必 要 書 類		相続手続内容(注1)					
		A	B	C	D	E	F
①被相続人の通帳および証書		○	○	○	○	○	○
②被相続人の「戸籍謄本」と「改製原戸籍」(注2)		○	○	○	○	○	○
③相続人の「戸籍謄本」(上記②で確認できるときは不要)		○	○	—	○	○	○
④「相続預金払戻・名義変更依頼書」または「相続手続依頼書」	相続人全員が署名・捺印	○	○	—	○	—	○
	特定相続人が署名・捺印	—	—	—	—	○	—
	遺言執行者が署名・捺印	—	—	○	—	—	—
⑤「印鑑登録証明書」 (発行日から3か月以内のもの)	相続人全員のもの	○	○	—	○	—	○
	特定相続人のもの	—	—	—	—	○	—
	遺言執行者のもの	—	—	○	—	—	—
⑥「払戻請求書」(注3)または「取引印鑑票」等	相続人全員が署名・捺印	—	○	—	—	—	—
	特定相続人が署名・捺印	○	—	△	○	○	○
	遺言執行者が署名・捺印	—	—	▲	—	—	—

△＝取引印鑑票、▲＝払戻請求書

(注1)相続手続内容

A	相続人の話し合いにより、相続する人が決まっている場合
B	相続人を決める前に、相続人全員へ払戻する場合
C	遺言書で遺言執行者が定められている場合
D	遺言書はあるが遺言執行者が定められていない場合
E	遺産分割協議書で、預金等を相続する方が確認できる場合
F	遺産分割協議書で、預金等の相続人が特定できない場合

(注2) 被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本(全部事項証明書)(発行日から6か月以内のもの)と改製原戸籍(有効期限なし)で法定相続人を確認させていただきます。なお、遺言書で遺言執行者が指定されている場合は、被相続人の死亡事実を被相続人の戸籍謄本(全部事項証明書)で確認させていただきます。

(注3) 「相続預金払戻・名義変更依頼書」【センター集中用】にもとづいて相続預金を払戻振込される場合は、「払戻請求書」が不要になります。

(注4) 家庭裁判所の遺産分割審判(調停、和解)による相続の場合は、本一覧表の対象外となるので、お取引店にご照会ください。